

災害時における下水道施設等の復旧支援に関する協定

岩手県（以下「甲」という。）及び盛岡市（以下「乙1」という。）、大船渡市（以下「乙2」という。）、花巻市（以下「乙3」という。）、北上市（以下「乙4」という。）、久慈市（以下「乙5」という。）、遠野市（以下「乙6」という。）、一関市（以下「乙7」という。）、陸前高田市（以下「乙8」という。）、釜石市（以下「乙9」という。）、二戸市（以下「乙10」という。）、八幡平市（以下「乙11」という。）、奥州市（以下「乙12」という。）、滝沢市（以下「乙13」という。）、鶴石町（以下「乙14」という。）、葛巻町（以下「乙15」という。）、岩手町（以下「乙16」という。）、紫波町（以下「乙17」という。）、矢巾町（以下「乙18」という。）、西和賀町（以下「乙19」という。）、金ヶ崎町（以下「乙20」という。）、平泉町（以下「乙21」という。）、住田町（以下「乙22」という。）、大槌町（以下「乙23」という。）、山田町（以下「乙24」という。）、岩泉町（以下「乙25」という。）、田野畠村（以下「乙26」という。）、普代村（以下「乙27」という。）、軽米町（以下「乙28」という。）、野田村（以下「乙29」という。）、九戸村（以下「乙30」という。）、洋野町（以下「乙31」という。）、一戸町（以下「乙32」という。）（以下乙1から乙32までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設等が地震等の自然災害の発生により被災した場合の復旧支援に係る業務（以下「支援業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時における丙の支援業務に関する基本的事項を定め、被災した甲及び乙の所管する下水道施設等の早期復旧に資することを目的とし、甲及び乙は、この協定に基づいた支援を受けられるものとする。

（支援の要請）

- 第2条 甲及び乙は、災害発生時に、丙による支援業務が必要であると判断した場合は、丙に支援を要請することができるものとする。
- 2 丙は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、支援するものとする。
 - 3 丙は、支援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

(支援業務)

第3条 支援業務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施
- (3) 災害査定資料の作成
- (4) その他特に必要な業務

(要請の方法)

第4条 丙に対する支援業務の要請は、第6条第1号に規定する甲の事務局が甲及び乙の支援の要請を取りまとめた上で、第6条第2号に規定する丙の事務局へ要請を行うものとする。

(支援業務の実施手続)

第5条 甲及び乙は、丙による支援業務が必要と判断した場合は、丙の会員のうち支援業務を実施することができると認められる者（以下「支援業務候補者」という。）の取りまとめを丙に要請するものとする。

- 2 丙は、前項の規定による要請があった場合は、支援業務候補者を書面により甲に通知するものとする。
- 3 甲及び乙は、丙の通知に基づき支援業務を実施する者（以下「支援業務実施者」という。）を選定したときは、遅滞なくこれを丙及び支援業務実施者に通知するものとする。
- 4 支援業務実施者は、甲及び乙の指示を受けて、支援業務を行うものとする。

(事務局)

第6条 甲及び丙の支援業務の要請に係る事務局は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、岩手県県土整備部下水環境課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部とする。

(契約)

第7条 甲又は乙は、支援業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結するものとする。

2 支援業務実施者が支援業務を実施したときは、支援業務の完了後、速やかに業務内容を記載した報告書を甲又は乙に提出するものとする。

(費用負担)

第8条 支援業務に係る費用は、支援を受けた甲又は乙の負担とし、支援業務実施者と協議の上、業務委託契約書において定めるものとする。

(災害補償)

第9条 支援業務に従事した者が当該支援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、支援業務実施者の責任において行うものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに甲及び乙、丙いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、協定細目に定める。

2 この協定に定めのない事項については、甲及び乙、丙が協議して定める。

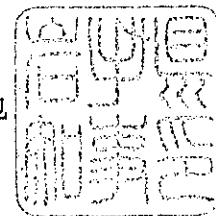
(他の協定の適用)

第12条 この協定に定めるもののほか、甲及び乙と丙又は丙の会員との間における支援業務に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

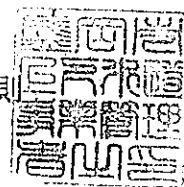
この協定の成立を証するため、本協定書34通を作成し、甲及び乙、丙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 6 年 3 月 7 日

甲 岩手県盛岡市内丸 10-1
岩手県知事 達 増 拓 也



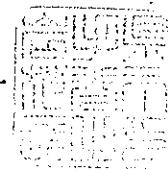
乙 1 岩手県盛岡市愛宕町 6-8
盛岡市上下水道事業管理者
長澤秀則



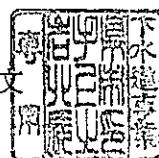
乙 2 岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15
大船渡市長 渕上 清



乙 3 岩手県花巻市花城町 9-30
花巻市長 上田 東一



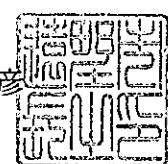
乙 4 岩手県北上市芳町 1-1
北上市長 八重樫 浩文



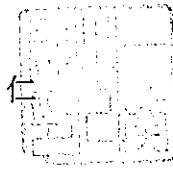
乙 5 岩手県久慈市川崎町 1-1
久慈市長 遠藤 譲一



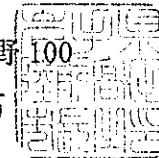
乙 6 岩手県遠野市中央通り 9-1
遠野市長 多田 一彦



乙 7 岩手県一関市竹山町 7-2
一関市長 佐藤 善仁



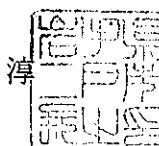
乙 8 岩手県陸前高田市高田町字下和野 100
陸前高田市長 佐々木 拓



乙 9 岩手県釜石市只越町 3-9-13
釜石市長 小野 共



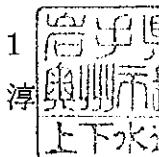
乙 10 岩手県二戸市福岡字川又 47
二戸市長 藤原 淳



乙 11 岩手県八幡平市野駄 21-170
八幡平市長 佐々木 孝弘



乙 12 岩手県奥州市水沢大手町 1-1
奥州市長 倉成 淳



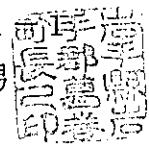
乙 13 岩手県滝沢市中鵜飼 55
滝沢市長 武田 哲



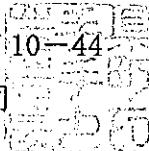
乙 14 岩手県岩手郡雫石町千刈田 5-1
雫石町長 猿子 恵久



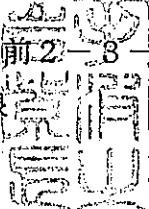
乙 15 岩手県岩手郡葛巻町葛巻 16-1
葛巻町長 鈴木重男



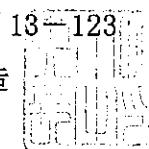
乙 16 岩手県岩手郡岩手町大字五日市 10-44
岩手町長 佐々木光司



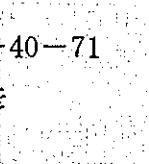
乙 17 岩手県紫波郡紫波町紫波中央駅前 2-3
紫波町長 熊谷 泉



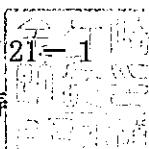
乙 18 岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅 13-123
矢巾町長 高橋昌造



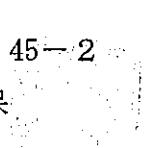
乙 19 岩手県和賀郡西和賀町川尻 40-40-71
西和賀町長 内記和彦



乙 20 岩手県胆沢郡金ヶ崎町西根南町 21-1
金ヶ崎町長 高橋寛寿



乙 21 岩手県西磐井郡平泉町字志羅山 45-2
平泉町長 青木幸保

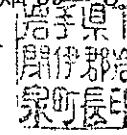


乙 22 岩手県気仙郡住田町世田米字川向 88-1
住田町長 神田謙一



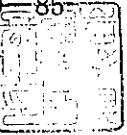
乙 23 岩手県上閉伊郡大槌町上町 1-3
大槌町長 平野公三 

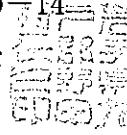
乙 24 岩手県下閉伊郡山田町八幡町 3-20
山田町長 佐藤信逸 

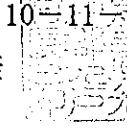
乙 25 岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字惣畠 59-5
岩泉町長 中居健一 

乙 26 岩手県下閉伊郡田野畠村田野畠 143-1
田野畠村長 佐々木靖 

乙 27 岩手県下閉伊郡普代村 9-13-2
普代村長 枝屋伸夫 

乙 28 岩手県九戸郡輕米町大字輕米 10-85
輕米町長 山本賢一 

乙 29 岩手県九戸郡野田村大字野田 20-14
野田村長 小田祐士 

乙 30 岩手県九戸郡九戸村大字伊保内 10-11-6
九戸村長 晴山裕康 

乙 31 岩手県九戸郡洋野町種市 23-27
洋野町長 岡本正善

乙 32 岩手県二戸郡一戸町高善寺字大川鉢 24-9
一戸町長 小野寺美登

丙 宮城県仙台市青葉区国分町 3-8-14
公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
東北支部 支部長 高橋 郁

